

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年12月6日開催分）

**司会者：**本日は薬物事件の立証の分かりやすさについてということテーマの一つとして裁判員経験者の皆様にお集まりいただきました。

このテーマにした趣旨を少し説明させていただきますと、覚せい剤の輸入事件などは裁判員裁判で行うことになっておりますけれども、余りなじみがない分野の事件のように思われますし、そういう事件についてもっと工夫できることはないだろうかと思ったことが出発点になっております。

本日お集まりいただいた皆様は、内容面で若干の違いはありますが、覚せい剤の輸入事件などで起訴された被告人の事件ということでは共通しております。犯罪事実には争いが無い事件を御担当された方もいらっしゃいますし、犯罪の成否自体に争いがあった事件を御担当された方もいらっしゃいます。

事件によって、分かりやすかった事件もあれば、分かりにくかった事件もあるかもしれませんので、それが薬物事件であることが理由なのか、それとも裁判員裁判が理由なのかといった点も含め、いろいろな分析があり得るかもしれませんが、御感想をいただければうれしく思います。

本日は検察庁、弁護士会、裁判所からも1名ずつ参加しておりますので、皆様からいただいた御感想を前提に、事件を担当する法律家の実情等も紹介していただきながら、それらについての意見交換もできればと思っております。

それでは検察庁、弁護士会、裁判所の参加者から、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

**飯田検察官：**大阪地検公判部の検事の飯田と申します。

裁判員経験者の皆さんから御意見をお聞きできるのは、我々にとって貴重な機会だと思っております。本日は忌憚のない御意見をどんどん言っていただいて、今後の立証活動に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**依田弁護士：**大阪弁護士会の弁護士の依田です。よろしくお願ひいたします。

本日は、裁判員経験者の方から貴重な御意見がいただけるものと思っております。弁護人に対しては、特に厳しい御意見をいただくこともあるんですけども、厳しい御意見もいただければ大変参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

**田中裁判官**：大阪地方裁判所第13刑事部裁判官の田中と申します。

本日は皆様からできるだけ率直な御意見をいただいて、私はもちろん、大阪地方裁判所の裁判官全員で、裁判員裁判の運用をどのように改善していくことができるか、一生懸命考えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**司会者**：では、意見交換に入らせていただきます。

まず最初に、裁判員に選ばれるまでのお気持ちや、裁判所に来られて薬物事件を担当することになったときの御感想などをお話しただけこうかと思えます。少し前のことなので、経過を整理しておきますと、裁判員候補者として名簿に載りますという連絡が年末ぐらいにあり、それからしばらく経って、この日に裁判所に来てくれませんかという連絡があって、選任手続期日に裁判所に来ていただいて、そこでどのような事案なのかが明らかになり、薬物事件を担当することが分かって、そして裁判員に選任されたという流れではないかと思えます。その流れの中でのお気持ちであるとか、あるいは薬物事件を担当することになったときの御感想などをお話しただければと思います。

まずは1番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者1**：実は、私、この裁判員裁判という制度が導入される前の模擬裁判に参加したことがあって、多分10年くらい前に裁判所に来たことがあるんです。そういうこともあって、何となく裁判員というものがあるということは分かっていたんですけど、実際に自分のところに候補者名簿に載ったという連絡が来ると、うわっという驚きがありました。

確か、まず会社の就業規則を確認して、休みが取れるものなのかどうなのかを調べるところから始まったと思います。でも、名簿に載ったからといって実

際に自分が呼ばれるとも限らないし、大丈夫だろうと思っていたら、案外早くに呼出しの御案内が来たので、結構面食らって、仕事の調整をした記憶があります。

薬物事件という点では、自分の身近に薬物に関与した人も、薬物の被害に遭った人もいなくて、余りリアルなことではなかったのも、自分がどこまでそれを理解して判断できるのかなということを不安に感じました。

**司会者：**薬物事件というのは、意外だったし不安だったという御印象ですか。

**裁判員経験者 1：**そうですね。いわゆる殺人事件とかよりはダメージが少ないのかなとも思う反面、薬物自体がよく分からないので理解できるのかなという不安もあり、その両方という感じでした。

**司会者：**ありがとうございます。では、同じ質問を順番にさせていただこうと思います。2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 2：**最初の連絡は、確か11月ごろに来たと思うんですけども、家族に話すと、「やめておいたら」とか「断った方がいいのでは」とか言われて、不安が続いているうちに、いついつ裁判所に来てくださいという連絡が届いたというような感じです。どういう事件に当たるか分からないので、届いた連絡の中に書かれてあった番号をスマホで検索してみたんですけども、覚せい剤の事件でした。そのときの感想としては、覚せい剤と言われても普段の生活に全く関係がないものなので、全然理解ができなかったんですけども、とりあえず決まったことだし、裁判所に行くために仕事の調整を始めました。会社にこういうことになったんで、この日は会社を休ませてくださいという話をしましたら、とりあえず会社の第1号なので行ってきなさいという了解を得ました。

薬物と言われても身近に感じないんで、殺人よりはましかという印象でした。

**司会者：**ありがとうございます。では、3番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 3：**まず、裁判員に選ばれるまでの気持ちは、通知は来たんです

けれども、1番さんもおっしゃったように、たくさんいらっしゃるの、選ばれないかなと思いつつ過ごしておりました。そうしたら、あれよあれよという間に、次々と本当になってきて、めったにないことなので、やらせていただくと思って裁判所に来ました。

どんな事件に当たるのかはすごく不安で、殺人ですとか、残虐な事件は嫌だなど思っていて、実際、覚せい剤を担当することが発表されたときには、不謹慎かもしれないですけども、正直なところ安堵いたしました。

**司会者**：ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者4**：私も年末に、来年1年間の裁判員候補者に選ばれましたという連絡があって、よく意味が分からなかったの、どういうことだろうと思って調べてみたら、候補者に選ばれた後、実際に裁判員として選ばれる確率というのはどうも低いようなので、候補者名簿に載っても実際に呼ばれるかどうかは分からないなと思いつつ過ごしていました。ところが、忘れたころに連絡が来まして、そういえば裁判員候補者と言われていたなと思い出して、そこから会社の制度や休暇を調べて、裁判員用の有休制度があったので、会社も対応しているものなんだなと思いつつ、来させていただきます。

どんな事件を担当するかは裁判所に来るまで分からないので、正直、余りグロテスクなものは嫌だなど思っていたんですけど、3番の方もおっしゃっていたように、薬物の事件ということが分かったときは、一安心というか、しっかり資料とか証拠とかも見るができるかなと思って、安心して、やってみようという気持ちになりました。

**司会者**：ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**：私も12月ごろに候補者名簿に載りましたという連絡が来まして、インターネットで調べたところ、選ばれる確率は少ないということで、日常生活の中ではほとんど忘れていたような状況だったんですけども、ある日突然、家族から、裁判所から何か書類が来ているけど、何かしたのかという電話がかかってきました。恐らく裁判員の選任に関する書類だろうと思って確認

すると、裁判所に行く日付とかが載っていて、具体的にどういう事件かは知っておきたかったので、2番の方と同じで、インターネットで検索させていただいたところ、占有離脱物横領の事件か覚せい剤取締法違反の事件のどちらかではないかなという予想をしていました。ですので、当日、覚せい剤取締法違反の事件だということが分かったときには大して驚きはなかったんですけども、日常生活の中で薬物が全く身近ではないので、どういう裁判になるかは全く予想もつかなかったです。

**司会者：**ありがとうございます。インターネットで検索したというのは、裁判所のホームページに掲載されている裁判員裁判のページを見たら、御自身に呼出しがあった日程と同じようなスケジュールのものがあったということでしょうか。

**裁判員経験者5：**事件番号で検索すると出てきました。

**司会者：**分かりました。ありがとうございました。

続いて、ここからは薬物事件の立証の分かりやすさという本日のメインテーマに入っていこうと思います。裁判員に選ばれ、実際の裁判が始まると、証拠調べを行う前に、検察官や弁護人から、冒頭陳述ということでそれぞれの立場から事件の説明があったかと思います。冒頭陳述においては、今後問題になっていくことや、これから証拠で立証しようとすることを分かってもらおうという形でやっているはずなのですが、冒頭陳述を聞いてそういった部分が理解できたかどうかについて、情報量などの点も含めて、何か工夫してほしいと感じたことがあればおっしゃっていただければと思います。

今度は2番の方からお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者2：**最初に法廷に入ったとき、もう既に皆さんが着席しておられて、傍聴席も人がいっぱいだったので、非常に緊張しまして、極端なこと言えば、いろいろと陳述を述べられているにもかかわらず、さっぱり分からないという印象でした。後で控室に戻って、裁判長からいろいろ説明していただいたり、こういうことですよと教えていただいたのですが、最初は何を聞いても言

葉自体が分かりにくいところもあって、被告人の名前や登場人物もすぐに頭に入ってこない状態でした。そのような状態で初日は終わったんですけども、裁判長に聞いたり、流れを教えていただいたりしながら、徐々に浸透してきたような感じです。

**司会者：**ありがとうございます。2番の方が御担当された事件は、覚せい剤を何回か輸入したという事案で、共犯者もいたので、そういうところもあって、すんなりと頭に入りにくかったということもあるんでしょうか。

**裁判員経験者2：**はい。

**司会者：**どういうところを考えればいいという以前に、事案の概要というか、どのような事件なのかという部分で頭に入りにくかったという感じですかね。

**裁判員経験者2：**はい。どういう流れなのかもちょっと分かりにくかったので、話を聞いていくうちに、こういう流れかというのが分かりました。登場人物も、顔も分からない、名前も分からない、誰が誰なのかさっぱり分からないところからスタートしていますので、そういう印象を受けました。

**司会者：**こういうところを工夫したら、もっとよく分かったのではないかとこのころはありますか。

**裁判員経験者2：**テレビで見ていたら、この人が被告人ですよっていう矢印が出たりするときがあるでしょう。そういうものがないので、検察官がこっちの席で、弁護人がこっちの席ということも初めは理解していなかったくらいです。最初に法廷に入ったときはやっぱり緊張しているので、いろいろ陳述を述べられても、一発では飲みこめないというのが現状で、さっぱり分からなかったです。専門家の方は慣れておられると思うんですけど、私たちはそういう場に慣れていないので、事前にビデオか何かで、法廷はこういうセッティングになっていて、まずは検察官がこういうふう述べて、次に弁護人がこういうふう述べて、というように、模擬的なものがあれば、もう少し理解できるのではないかと思います。

**司会者：**ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 3**：今の2番の方のお言葉を受けて、私も裁判官や弁護士は知識としてあったんですけれども、私の知識不足で、検察官という仕事を余り理解しておらず、どういう立ち位置の方なのかを分かっていなかったのも、法廷に行く前にそういう説明があれば良かったかなと思います。

実際に裁判が始まって法廷に行ったときは、テレビで見たものと同じだという印象で、最初の方はミーハー心が勝って、なかなか頭に入ってこない部分もあったんですけれども、資料を配っていただいて、その資料も我々素人でも理解できるような言葉で、全然専門用語とかも使わずに書いてくださっていたので分かりやすかったです。個人的には、弁護人の資料が、大きな字で簡単に箇条書きで書いてくださっていたので、すごく分かりやすかったです。

**司会者**：ありがとうございました。3番の方が御担当された事件は、覚せい剤の輸入役である被告人が2人起訴された事案ですね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：資料が配られたので、よく理解できたということでしょうか。

**裁判員経験者 3**：本当にすごく分かりやすかったです。

**司会者**：資料は配られた方がいいですか。

**裁判員経験者 3**：はい。資料自体も、もっと難しいことが書いてあるのかと思ったら、小学生や中学生でも理解できるような資料で、読みやすかったですし、事件の概要もすぐに頭に入ってきました。

**司会者**：ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 4**：私が参加させていただいた裁判では、冒頭陳述で検察官が、被告人が覚せい剤を輸入した、もしくは、少なくとも覚せい剤かもしれないと思っていたけど構わず輸入したということをおっしゃって、次に、弁護人が、そんなはずはないというような話をするのかなと思って聞いていたら、弁護人の主張は、被告人は金塊だと思って輸入したんだよというものでした。私は、金塊だと思って輸入しても罪になるのではないのかなと思いながら聞いていたので、その後、いろいろ話が進んでいくと、その2つの違いとか意味とかが段々分か

ってきたんですけど、冒頭陳述の時点では、検察官の主張と弁護人の主張がかみ合っていないような気がして、お互いの落としどころがいまいち伝わってこずに、ずっと事件の概要が頭に入ってきませんでした。

**司会者：**ありがとうございました。4番の方が御担当された事件は、被告人が覚せい剤を輸入するつもりだったかどうかというところが裁判の争点になった事案ですが、被告人は金塊を輸入するつもりだったという弁護人の主張がどういう意味なのか、冒頭陳述の段階では少し分かりにくかったということですね。では、5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5：**私の担当した事件も覚せい剤を輸入するつもりだったかどうか争われたのですが、冒頭陳述の前の被告人の罪状認否で、被告人がその部分について、認めませんと言ったので、これは、正直もめるなと思いました。冒頭陳述では、検察官、弁護人それぞれの立場から主張があって、弁護人は当然、知らなかったんだという主張をされて、検察官の方は、当然分かって持ってきているという主張をされて、これから先どうなるんだろうと思って、人の内心と言いますか、本人がどう考えていたかということをごちらで推測して結論を出さなければいけない事件なので、身の引き締まる思いというか、そういう気持ちになったことを覚えています。

**司会者：**覚せい剤を持ち込むつもりだったかどうかが大それたということを理解された上で、結構難しい事件だと感じられたということですね。

**裁判員経験者5：**そうですね。緊張しました。正直、それまでは量刑を決めるだけの裁判になるのかなと思っていたので、有罪か無罪かを裁く事件になるとは思っていませんでした。

**司会者：**ありがとうございます。では、1番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者1：**私は、検察官からいただいた冒頭陳述メモが図解になっていて非常に見やすかったので、裁判の間ずっとそれを見ながらメモを書き入れていたんですけど、その図解のおかげで、最後まで頭の中を整理できたかなと思います。



一方、弁護人の冒頭陳述は文章で書かれたものだったので、少しトーンが違  
うと言いますか、おっしゃる内容が違うからそこは致し方ないと思うんです  
けれども、こっちは図で、こっちは文章ということで、資料を比較するときに  
頭の中の切り替えに時間がかかりました。

私は会社員で、簡潔に箇条書きでまとめたものに慣れているので、ぱっと見  
えるほうが分かりやすいという印象だったんですけど、文章は、後から振り返  
ったときに、そうか、こういうことかということがあるので、そこは一長一短  
なのかなと後で振り返ったときに思いました。

**司会者：** ありがとうございます。一通り御感想を伺いましたので、ここで、検  
察官や弁護人から、いつもどのような御苦勞をされているかとか、経験者の皆  
様が話された内容を聞いてどう思われたかといった辺りについて、お伺いでき  
ればと思います。

**飯田検察官：** 検察官の立場から申しますと、皆さんが最初法廷に入ったときに緊  
張するという事は聞いておりますので、緊張している中でいかに事件を分か  
ってもらおうかという点を悩んでいます。そのために、できるだけコンパクトに  
しようという気持ちでおりまして、実は、これも聞いてほしい、あれも聞いて  
ほしいという気持ちはあるんですけど、そこをぐっところえて、絞ってやる  
ということを念頭に置くようにしています。ただ、言うは易しですけど、実行す  
るのはなかなか難しいところがあって、分かりにくかったという御批判はある  
かなと思っております。検察官としても、皆さんが緊張している中で理解して  
いただくようにどうしたらいいかは、このような機会で見聞を伺いながら、日  
々工夫してやっているところでございます。

**司会者：** 余り長いのは良くないというお考えでされているということですか。

**飯田検察官：** そうですね。余り長いと、何を言っているのか分からなかったとい  
うこともあるかと思っておりますので、コンパクトに、ポイントを絞ったりです  
とか、あと1番の方がおっしゃったように、図解して、ビジュアル化してみたり  
ですとか、そういう工夫をしているところでございます。

**依田弁護士**：弁護人の立場からですと、冒頭陳述では、まだ証拠を見ていただけていない段階ですから、証拠の内容をいろいろ言っても、最後に述べる弁論のような形になって、かえって分かりにくいものになると私は考えています。弁護人はそれぞれ独立して活動しておりますので、いろいろなやり方で陳述もしますし、配付資料も準備しているのですが、文章がずっと続くより、箇条書きの方が一覧して見やすいというのは全くおっしゃるとおりだと思います。資料を配る以上は、そういった点も心がけたいというふうに思っておりますし、弁護士会でも研修を通じてどのような冒頭陳述をするかというのは検討しているんですけど、弁護人によっていろんな色が出てきます。

**司会者**：ありがとうございました。裁判官の立場から、法廷の仕組みや事案の流れを理解してもらうために、気を付けていることはありますか。

**田中裁判官**：先ほど、冒頭陳述はすごく緊張した中で聞いているというお話や、最初は当事者がどこに座っているかも分からなかったというお話をお聞きして、そういう部分も裁判所としてしっかり考えていかないといけないと率直に思ったところなんです。現状、工夫しているものとしては、実際の裁判が始まる前に、まだ人が入っていない法廷を見学をしていただいて、自分が座る予定の位置に座ってみたり、こちらに検察官が座って、こちらに弁護人が座ってというような案内をしたりする例はあります。事件の内容は裁判が始まってから分かっていただくことにはなりますが、手続の流れをあらかじめ分かっていただくことも大事だと思いました。

**司会者**：そうですね。予告編みたいなものがあればというお気持ちはすごくよく分かりましたし、なるべく裁判員の皆様が法廷に行く前に不安がなくなるようにできればいいのですけれども、法廷で審理が始まる前に、御説明できることとできないこととがあるので、そういうことも含めて、これからまた工夫させていただきたいと思っております。

それでは次に、証拠調べの分かりやすさという点について、お聞きしていきたいと思っております。ここが分かりにくいと深刻な問題ですので、本日のテーマの

一番大きなところとして、分かりやすさの点で、もう少しこうしてほしかったというような、工夫する余地を中心にお話しただければと思います。事件には、刑を決めることが中心になる事件もあれば、先ほどお話があったように、被告人がどういうつもりだったかというような事実認定をしなければいけない事件もあって、事件ごとに必要な証拠が違ってきます。それから、事件によって準備できた証拠も違ってくるのですが、証拠調べとしては、証拠書類の取調べや、証人尋問、被告人質問などがあり、これらの証拠調べについて分かりやすかったかどうかをお聞きしたいと思います。まずは証拠書類関係について、分かりやすかったかどうかの御感想を伺おうと思います。

次は、3番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者3**：私の担当させていただいた事件では、被告人が覚せい剤を体に巻きつけて密輸したという事案だったんですけども、巻きつけている体の写真が画面に映されて、一目瞭然で分かりやすかったです。

**司会者**：それ以外にも数多く証拠書類があったと思いますが、その辺りの御感想はありますか。

**裁判員経験者3**：よく分かりました。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者4**：証拠書類については、SNSでのやりとりが時系列になった資料をいただいたものが分かりやすかったです。それ以外では、空港でのX線検査の資料であるとか、スーツケースを解体したときの画像とか、そういったものは法廷では画面に映し出されたんですけど、手元資料としてはいただけなかったもので、その後何度もX線検査の資料の話があったので、どんなものだったかなと困ったことがあって、一通り、手元で証拠の資料を見直せるような形になるといいなと思いました。

**司会者**：ありがとうございます。5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**：そうですね。私も画面に映し出されていたり、スーツケースの現物を見せていただいたりしましたので、どういう状況で覚せい剤が隠さ

れていたとか、その辺りは非常によく分かりました。あと、私も、画面に映した資料は紙でもいただいた方が、評議のときにもスムーズに話ができただかなと思います。

それと、被告人のインターネットのやりとりについては、あるかどうかは分からないんですけど、もう少し細かい資料があれば、また見方も違ったのかなと思いましたので、あるのであれば、資料の数が増えても全部出していただいた方がいいのかなと思います。

**司会者：**証拠の限界は、事件によっていろいろあるかもしれないですね。4番の方も、5番の方も、法廷での証拠調べは理解できたけれども、後で細かい議論をすることもあるので、紙の資料が手元にあった方が良いのではという御意見ですね。ありがとうございました。

では、1番の方、いかがですか。

**裁判員経験者1：**今お話に出ていたように、モニターと手元資料の両方があって、それを比較しながらというのは、すごく分かりやすかったです。ただ、私は、手元の資料を見過ぎていて、気が付いたらモニターが次の画面に移っていて、ああと思うようなところもあったので、余り資料が多過ぎても、取り残されてしまう人もいるのかなという心配はあります。

あと、担当した事件が、覚せい剤を複数回輸入したという事件だったので、日付がたくさん出てきて、メモをが一つと取ったんですけど、メモを取ることに集中し過ぎて、他のところを聞き漏らしたということが多々ありました。評議室で確認できたので、そんなにメモを取ることに集中する必要はないんだということを初日で学習して、翌日からは話を聞くことに集中しようと切り替えることができた記憶があります。ですので、次の日からは、フォローしていただけるんだという安心感を持って、裁判に臨むことができました。

**司会者：**ありがとうございました。2番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者2：**全部は覚えていないんですけども、証拠書類の番号で言われてもぴんとこないところがあったのと、当初は手元になかった資料を、どうし

でも分かりにくいところがあるので、これだけはいただきたいとお願いして、配付していただいたことがありました。写真などは、その場で見ていくものですから、知りたい部分を見せていただいたという感じです。私は特に問題なかったんじゃないかなと思います。

**司会者：**公判廷で証拠を読んだりすることで、大体御理解いただいたと、ただ、ものによっては手元に欲しかったので、調べた後で写しをもらったということですね。

証拠書類自体については、大きな問題はなかったようですが、検察官から、御感想や証拠書類の工夫例の紹介などはございますか。

**飯田検察官：**証拠書類については、実は、裁判員の皆さんに見ていただく前の段階で元となる証拠をかなり絞り込んでいて、まとめた証拠を見ていただいていることが多いと思っています。私が気を付けていることは、写真を見ていただきながら説明したりですとか、時系列の表を使ったりですとか、説明することを証拠書類に書いておくですとか、裁判員の皆さんにビジュアルで見eteいただきながら、モニターで映しながら、説明の本文を読むということができるだけ心がけております。今のところそういった方向性でやっていて、本日の御意見だと、皆さんから、一応合格点をいただいているのかなと、ありがたく思っております。

**司会者：**薬物事件では、弁護人が証拠書類を準備することは少ないかもしれませんが、御感想を含めて、コメントがあればお伺いしたいと思います。

**依田弁護士：**一般的にもそうかもしれませんが、弁護人から証拠書類を出す機会は少ないと思います。証拠書類を出す場合、弁護人の方でも、元の証拠をまとめた形で報告書をお渡しすることはありますけれども、証拠書類は基本的に朗読し、写真や図面はお見せするということになります。朗読が基本で、アドリブで何か加えるとか、そういったことは許されないので、朗読して分かっていたけるようなものを作るということを心がけております。

**司会者：**ありがとうございます。

最後に、裁判官の立場からお話しただけですか。

**田中裁判官：**証拠書類の取調べについては、法廷で分かっていたような立証の仕方を、当事者にできるだけ工夫をしていただくように促すという形で裁判所は関わっています。ただ、やはり法廷で全部メモを取るということは難しいですし、評議室に戻って、みんなでどういう内容だったかを確認していく中で、一部の人がメモを取り漏らしていても、他の人が取っている場合に、全体の認識が共通になるように工夫はしていると思います。方法として、SNSのやりとりとかそういったものは、みんなに配った方が分かりやすいと感じるような証拠もあるかもしれないので、やり方を工夫しながら、証拠書類の内容が全体で理解が共通になるように工夫しながらやっているというのが現状ですし、今後もそれをより分かりやすくやっていきたいと考えています。

**司会者：**弁護士から話がありましたが、基本的には法廷で調べる、読んで理解するということが裁判の原則なんです。出てきた証拠をそのまま読んでもらって、それで理解する。裁判がこういう仕組みになっているものですから、メモを取るかどうかは必須ではないんですけれども、法廷で読んでいる間に大体のことは理解していただくということでやっています。手元に資料が欲しいというお気持ちもよく分かりますので、工夫の余地がないかは考えたいと思いますけれども、ただ、その要望に応じてどんどん資料を手元に持ってくるのではなく、そこは情報の量とか質とかいった点で、法廷で分かりやすい立証を目指さなければいけないというところで工夫しています。

先ほど検察官がおっしゃった、実際には絞り込んだ証拠を見てもらっているというのは、実際、元の資料だとものすごい量になるところを、重要な部分に絞っているの、そういう形になっていることで御説明させていただきます。

それでは続いて、証拠調べの中で、証人尋問や被告人質問が分かりやすかったかどうかについてお聞きしたいと思います。覚せい剤の輸入事件に限って言えば、いろいろな証人が出てこない場合もあるので、その辺りの限界もありますけれども、実際に聞いた尋問が分かりやすかったかどうか、あるいはこうい

う証人がいれば良かったということがあれば、御感想をいただければと思います。

では、今回は4番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者4**：証人尋問のときに、検察官が尋問されることの方が多かったと思うんですけども、はいかいいえでお答えくださいと言っても、証人の中の1人が何度言っても、はいといいえではない答えをされて、検察官がちょっといら立ちを見せながら、はいかいいえでお答えくださいと何度も言う場面がありました。検察官が証人を呼ばれていると思うんですけど、事前にこんな質問をしますよとか、こういうふうに答えてくださいねとか、そういう話は一切していないのかなと思いつながり聞いていました。もっと簡潔に終わりそうな内容についても、長々と繰り返し質問をしている部分があって、その場で初めて質問をしているのだろうかと思いました。

あと、証人が3名おられて、1人目の証人が、税関の手荷物検査を担当した方で、被告人はこういう状況でしたという話をされて、次の証人が、検査室に移ってX線検査をしているときに、被告人はこういう状況でしたという話をされたんですけど、3人目の証人の方は、検査に一切携わってない方だったんです。検察官から、金の重さってどれぐらいですかという質問をされていたんですけども、後々考えると、X線の検査室で被告人がスーツケースの中に大きな影が映ってるのを見つけているので、金だったらもっと重たいだろう、だから軽いから金だと思っていないだろうという趣旨のことを言いたくて、金だったら幾らぐらいの重さになりますというのを聞くためにその証人を呼んだのかなと思ったんですけど、最初は金の重さがどうこうですという話をする意図が分からなかったもので、最初に検察官から、こういう意図でこの証人を呼んでいきますと説明いただけると、すっと伝わってくるのかなと思いました。その証人を呼んでいる意図を、尋問の最初に言っていただけると、みんなすっと話が聞けるんじゃないかなと思います。

被告人質問については、弁護人が主に質問されていて、事前にこういう話で

いこうねという打合せがしてあるのかなと思うぐらい、弁護人がこうでしたよねと言ったら、被告人がはいと言う感じで、検察官が、いや、そんなことはない、あなたはこう思っていたはずだって言っても、いいえと答えていて、そこは、もう一貫していて、被告人質問は、お互いの主張が分かりやすいと感じました。

**司会者：**ありがとうございます。もう一点お聞きしたいのですが、4番の方が御担当された事件は通訳を介していたと思います。通訳事件であったことで、何か困ったことはありましたか。

**裁判員経験者4：**特に困ったということはないんですけど、通訳の方も考えながら通訳をしていたり、検察官や弁護人がいろいろ言い直していたので本当にきちんと通訳していて、お互いの意図が伝わってるのかなという心配をしながら聞いていました。

**司会者：**ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5：**金の重さと覚せい剤の重さを聞くだけであれば、わざわざ証人を呼ばなくても資料だけで済んだのではないかなと思いました。限られた時間の中で裁判をやるわけですから、極力資料だけで済むような場合は、証人を呼ぶ必要はなかったのではないかと思います。

それと被告人質問では、被告人が外国人ということで、間に通訳が入られたんですけど、聞いていて、日本人同士であれば、細かいニュアンスで分かるところが、通訳を介することで、こちらが質問したことがちゃんと伝わっているのかどうかですとか、逆に、被告人が言った言葉が正しくこちらに伝わっているのかどうかについて、結構ギャップを感じたところがあります。こちらがこういうことを聞きたいと思って質問したのに、それに対する答えが返ってこなかったことが結構ありました。ある程度は仕方がないのかなとは思いますが、改善の余地があるのであれば、少し考えていかなければいけないのかなと思います。

**司会者：**質問自体を被告人に理解させているかどうか自体も分かりにくかったと



いうことでしょうか。

**裁判員経験者 5**：そうですね。こちらが、こういうことを聞きたいんだということが、被告人に正しく伝わっていないのではないかと感じたことがありました。

**司会者**：ありがとうございます。通訳が入られた事件を担当された方は、その辺りも交えながらお話しいただければと思います。

1 番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 1**：私が担当した事件では、被告人の御家族や先生とか上司とか、身内の方が来られました。被告人の学校時代の恩師であるとか、職場の上司の方が来られて話をされたのですが、学生時代はすごく勉強していたとか、家族思いであるとか、そういう話をたくさんされて、私は単純なので、つらい話をいっぱいされると、途中でちょっと涙ぐみそうになったりしたこともあったんですけど、それを見られて、この人は情に訴えたらいけると思われたのか、その後、すごく弁護人の方と目が合うことが増えて、途中でどこを見たらいいんだろうと、少し困りました。

**司会者**：分かりやすさの点ではいかがでしたか。

**裁判員経験者 1**：被告人本人はすごく日本語ができる方だったので、被告人に対する通訳は少なく、そういう点では、他の方よりスピーディーに進んだのかもしれません。それと、裁判長の方が随時、大丈夫ですか、分かりますかと確認をされていたので、不足はないのではないかなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

では、2 番の方にも、証人尋問や被告人質問の分かりやすさという点をお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者 2**：証人は、日本語がある程度分かっておられる方だったので、日本語で話をする場合と、通訳を介して答える場合があります。一方の被告人は、余り日本語が分からなかったもので、通訳を介していました。証人の人は、検察官が証人として呼んでいるにもかかわらず、尋問の初めの段階で事実を確

認すると拒否されて、知らない、やっていないというような回答が続いたり、日本語で聞かれたことに対して、証人が日本語でぱっと返事をしたりして、証人尋問にならなかったんです。裁判長が、検察官に対して質問の仕方を変えるように指示したり、証人に対して、通訳を介して話すように求めたり、返事はイエスかノーでしなさい、としたので、それから証人尋問がスムーズに行くようになりました。被告人は常時下を向いた状態で、内容が分かるようなことがあれば、少し顔を上げるぐらいで、ずっと下を向いていたので、私は言葉も大事なんですけど、しぐさも大事かなと思って、証人の言葉に対してどういう反応をするのかが気になって、被告人の様子を見ていました。その辺りを考えると、せっかく証人が話をしているのに、堂々巡りみたいになってしまったのは、我々からしてみると、何をしているのだろうという感じでした。

**司会者：**ありがとうございます。証人の話し方自体にトラブルがあったので、話された内容が分かりやすかったかどうかより、証人にうまく話を聞く工夫があれば良かったのではないかという御感想ですね。

3番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者3：**私も被告人が外国人の方だったので、日本の裁判のルールをどこまで理解して裁判を受けておられるのかなということ、すごく疑問に感じました。先ほど、4番の方がおっしゃったんですけど、はいかいいえかで答えてくださいと言ってるのに、いろいろとしゃべったりですとか、何度も注意を受けることがあったので、そういう意思疎通が事前にできているのかなということ、強く感じました。

**司会者：**今のお話は、被告人の話を聞くときですか。

**裁判員経験者3：**いえ、証人の方です。被告人の御家族が証人だったんですけど、お一人は高齢で、あとお金がないということでいらっしゃらなくて、お手紙だったんですけども、もう一人は、大応援団みたいな感じで来られていたので、その方もお金がなくて覚せい剤の運び屋をやっていたという設定だったのに、すごい大応援団で来られたので、その旅費はどこから出ているのかなっ

て、ちょっと混乱してしまいました。

**司会者**：ありがとうございました。

では、ここでいったん休憩を取りたいと思います。

(休憩)

**司会者**：それでは再開いたします。ここまで、証人尋問や被告人質問が分かりやすかったかどうかというところまで御感想をいただきましたので、いつも証人尋問や被告人質問で御苦勞されている検察官や弁護士から、実情の御紹介や、あるいは裁判員の皆様に、もう少しこの辺りをお聞きしたいという点があればお願いしたいと思います。

**飯田検察官**：実情を申し上げますと、証人尋問は、検察官も人ですし、証人も人ですし、被告人も人ですので、人と人との関係なので、やっぱり難しいところがございます。質問の意味が分からなかったというのは良くないので、ここは私どもが気を付けていかなければいけないとっていて、日々勉強して、どういうふうに聞いたらいいか、どうすべきかということは、常に工夫していきたいと考えております。

しかし、実情としては、捜査段階で聞いた話とちょっと違う話をされる方もたまにおられますので、そういうときには、なかなか難しいことがあります。

捜査段階で一度お話を聞いていて、それを書面にまとめた供述調書ができていますが、事実関係が争われている場合などは、調書で立証せず法廷で証言してもらうことが多くなります。そういうときに、被告人と証人との間に人間関係があるような場合だと、被告人に不利なことを言いたくないという感情があるのか、事前に捜査段階で言っていた話と、法廷で言う話が違うようなことがあって、なかなか難しいところがあるのが実情です。証人尋問の準備で、記憶を確認することはありますが、答える内容までは打ち合わせていません。

**依田弁護士**：まず、被告人質問の準備を申し上げますと、被告人が拘置所の中に

いますので、弁護士から会いに行き行って打合せをするということになります。通訳事件の場合ですと、通訳の方も一緒に行き行って、接見室というところで面会をして打合せをします。ドラマで見たことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、アクリル板の仕切りがありますので、なかなか写真とか図面とかを見せながらの打合せはしにくいです。何かを書いてもらいながらということも、書いてもらってすぐに受け取るということもできません。当然、被告人質問の準備として、こういう質問を、こういう意図で聞いていますという話をして、それを理解してもらおうということになるんですけど、何回も打合せをしても、なかなかそれが法廷ではうまくいかないということもあります。それは被告人の理解度だったり、性格だったりいろいろな原因があると思います。

あと、情状証人と言われる方たちについては、そもそもそういう方がいらっしゃるかどうかというところから始まります。いらっしゃるということであれば、連絡を取ってみて、協力していただけるかどうかというところが弁護士としての苦勞なのかなと思います。1番の方のお話で、情状証人が何人も出て来られたというのは、弁護士の苦勞なのか、被告人の人徳なのかは分かりませんが、弁護士としてはかなり努力されたのかなと思いました。

2番の方にお尋ねしたいのですが、共犯者がもう既に刑が決まっている状態で証人として来た場合に、証人尋問の中で懲役何年になったということをお知りになったかどうか、もし、その情報が出ていないのであれば、出ていないことについてどう思われるか、出たのであればそのことについてどう思われたかについて、御感想をお聞かせいただければありがたいです。

**裁判員経験者 2**：最初は分からなかったです。途中で分かりました。

**司会者**：途中で分かったということは、証拠が出てきて分かったということだと思いますが、共犯とされる証人が懲役刑になっていることが分かったことは良かったのか、それとも知らないまま裁判をしたかったのかというのは、どちらでしょう。

**裁判員経験者 2**：余り意識はなかったです。知らないからとか、知っているから

ということは気にならなかったです。

**司会者**：ありがとうございました。

証拠調べの分かりやすさについて、大分お聞きすることができました。薬物事件それぞれの難しさにどこまで迫れたかは分かりませんが、この次は論告・弁論のお話をお聞きしたいと思います。証拠調べが終わると、検察官や弁護人が、それぞれの立場から最終意見を述べることになってきます。論告・弁論が分かりやすかったかどうかについて、内容の問題と話し方や資料の問題を一括して御感想をお話しただければと思います。内容については、言いたいことが分かったかどうかというところを中心に答えただければと思います。

では、5番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者5**：論告・弁論は、検察官と弁護人がそれぞれの立場でお話しされることになりましたけれども、事前に資料もいただいていたので、非常に分かりやすかったです。

**司会者**：ありがとうございます。1番の方は、いかがでしたか。

**裁判員経験者1**：検察官も弁護人も、冒頭陳述から余り変わることはなかったもので、特に混乱はなかったです。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者2**：分かりやすかったと思います。引っかけたことはなかったです。

**司会者**：冒頭陳述の際は少し混乱したようなお話がありましたけれども、論告・弁論のときは落ち着いて理解できましたか。

**裁判員経験者2**：そうですね。一応、流れが把握できていましたので、この時点ではよく分かりました。

**司会者**：ありがとうございます。3番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者3**：こんな感じかっていう予想どおりでした。

**司会者**：3番の方が御担当された事件では、被告人が2人いるので、弁護人の弁論も2種類あったかと思いますが、どちらがより分かりやすかったというよう

な御記憶はありますか。

**裁判員経験者 3**：同じぐらいですね。当然なんですけど、お互いの弁護人が、誘った方が悪い、いや、乗ってきた方が悪いという感じで、相手が悪いということをおっしゃっていただきました。

**司会者**：それぞれの言いたいことは、よく理解できたということですね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者 4**：私が担当した事件は、有罪か無罪かを争う裁判だったので、弁護人はこうこうこうだから有罪とは言えない、だから無罪だという話でした。検察官は、有罪だということを述べるんですけど、資料や証拠がいろいろあって、例えばSNSのやりとりで、今回持って行くものは金塊ですというやりとりが証拠として検察官から出されているんですけど、検察官の論告では、それについて一切触れていないんです。一切触れていなくて、いろいろなあらゆる証拠から、これを金塊だと思っていたなんてことはあり得ない、薬物を持って行くと思っているに違いないという形でまとめられていたんですけど、不利な証拠に触れもせず、どちらかという感情的と言いますか、こんなの絶対思っているに違いないよというような感じの内容で、これが論文だったらつじつまが合っていないと言われるような内容でした。

**司会者**：その証拠との関係で、言い足りないのではないかという御意見ですね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：ありがとうございました。

この辺りは、作っている人たちの御苦勞もあると思います。事実関係に争いが無い場合は、論告・弁論が比較的分かりやすくなることもあるかと思いますが、検察官、弁護人の方から、実情の御紹介ですとか、御質問があればお願いいたします。

**飯田検察官**：特に、争いのある事件の論告をどうするかというのは、いつも悩んでいます。4番の方の御意見は、非常に参考になりました。被告人を無罪にす

る方向の証拠があるのに、それに一切触れていないという点で、やっぱり論告としてはよろしくないと思いました。そこは、SNSで金塊を運ぶというやりとりがあるのであれば、それに対して検察官がこれを証拠としてどう見るべきかということを論告で指摘する必要があり、ここは反省すべきところだと思っております。今後の事件において、そういうところも役立てて立証できたらと思っております。

質問としてお聞きしたいのは、特に争いのある事件のときの論告の分量についてです。もっと書いてほしいとか、それとも多過ぎだとか、適切さについては、日ごろから非常に悩んでいるところでもあります。字には書いていないんだけど、口ではたくさん言っている場合もあったりして、字と口で話すところの分量が違うというところもあるかもしれません。その辺りについて、御感想をいただけたらなと思っております。

**裁判員経験者 1**：手元に資料がなく言葉だけだとちょっと不安なので、何か配付していただいた方が頭の中が整理できていいかなと思います。実際に私がいただいた資料は、かなりよくまとめられていたものだったので、分かりやすかったです。説明が足りないのは困るので、その点を考えてもらえたらと思います。

**司会者**：2番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者 2**：ポイントをまとめられて、プラスでおっしゃっていただく方が理解しやすいのではないかと思います。

**司会者**：3番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者 3**：私も、口頭だけより、何かしら文章があった方がいいと思いますし、その文章もなるべくなら簡潔にまとめていただいて、図があれば分かりやすいです。

**司会者**：4番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者 4**：個人的には、引っかかるところについては、文が長くなるとうち全て触れていただけたらと思います。例えば、さっき言ったSNSのやりとり

で、金塊だと言われていたということに対して疑問を持っているわけで、そう思ってるかもしれないという部分を、いや、それは実際は他のこういうやりとりがあるので、そのSNSの証拠は、絶対金塊だと思っているとは言い切れないという理由について、一個一個疑問に思う証拠に対して全て書き出していたきたかったです。こちらが疑問に思いそうなことやポイントは分かると思うので、一個一個潰すぐらいに書いていただけるといいかなと思います。

**司会者**：5番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者5**：資料的には、あんなものなのかなと思います。口頭だけでは、結局メモを取って聞かないといけないですし、あとで精査していく中で資料がないと困るので、あれで良かったと思います。

**司会者**：ありがとうございました。

弁護人から、何かお聞きしたいことなどはありますか。

**依田弁護士**：弁護人の弁論も、全ての証拠調べが終わった後ですので、それで証拠が説明できるような主張をすることになります。抽象的ですけど、やはり弱点についても薄いところは主張しなければいけないとは考えていますが、どうしようもないときもあります。

3番の方に1つだけお伺いしたいんですけれども、論告と2つの弁論がありまして、検察官の論告と弁護人の弁論の1つは、グラフを使って主張しているんですけれども、もう一人の弁護人はグラフを使っておられないんです。もし御記憶があれば結構ですが、グラフがあって分かりやすかったという御感想なのか、そこは余り関係ないのかという点をお聞きしたいです。

**裁判員経験者3**：人にもよると思うんですけど、私の場合は数字が苦手なので、文章だけで良かったです。でも、人によったら分かりやすいと思います。

**依田弁護士**：ありがとうございました。

**司会者**：それでは、最後に評議に関する感想と、守秘義務についての感想をお伺いしたいと思います。評議の感想としては、評議が言いたいことを言える雰囲気だったかどうかや、あるいはこういうことを言いたかったのに言えなかった



というようなところがあれば、お聞きしたいと思います。

では、2番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者2**：今回の意見交換会のように、順番に話を聞いていただくことは全員が話ができありがたいと思います。評議に悪い印象もなかったですし、感想としては、良かったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。3番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者3**：普通に言いたいことは言えました。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者4**：評議のときは、自分からしゃべる人はしゃべるし、しゃべらない人はそうでもないの、裁判長が、皆さんに御意見はありませんかといろいろ聞いてくださって、非常に良かったと思います。すごく配慮されていると感じました。

**司会者**：ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者5**：私も結構しゃべらせていただいたので、言いたいことは全て言えました。裁判長がうまく回してくださったので、非常に良かったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。1番の方は、いかがですか。

**裁判員経験者1**：裁判長や裁判官の方が、すごくうまく場を作ってくくださったので、話はしやすかったです。

**司会者**：ありがとうございました。評議の場で、裁判員の皆様の御意見を聞く際に、裁判所で心がけているところを裁判官からお話しいただけますか。

**田中裁判官**：評議の場では、裁判員皆様の御意見がしっかりと出て、平等に話し合っていくということがすごく大切であると考えております。いろいろなやり方があると思うので、どれが良いかは一概には言えないと思いますけれども、裁判長が、それぞれの顔も見ながら、御意見がありそうと言えていない方がいればフォローしたりですとか、そういったこともしながら、全員が自分の意見を出すことができ、それをみんなで話し合っ、一つの結論に導いていくと

いうところは、本当に気を付けてやっていると思います。

裁判官と裁判員という立場の違いはありますけれども、事実の認定とかそういうところは、全員が平等に意見を言い合えるという形を目指してやっているところなんです。なかなか全員の意見をうまく引き出すというのは、難しいところかなと思うので、私もこれからもっと勉強していかなければいけないと思っています。

**司会者：**ところどころ話に出ていましたけれども、よくしゃべる人もいれば、ゆっくり考えたい人もいて、なかなか言葉には出ないけど、意見がそれぞれ違うかもしれないという中で、それぞれ工夫しているところだと思います。今日の意見交換会のように、順番に御意見をお聞きするという方式を採るときもありますし、自発的にどんどん御意見が出るときもあります。その事件の内容や難しさなどによって、いろいろやり方を変えていく感じだと思います。ありがとうございました。

最後に、守秘義務について、特に守秘義務で困ったという御感想をお持ちの方がいればお聞きしたいと思いますが、いらっしゃいますか。それはいいですか。裁判員が終わったら、周りの方からいろいろ聞かれることもあるかと思うのですが、守秘義務があって良かったと感じられる方はいらっしゃいますか。

では、1番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 1：**守秘義務は、あって良かったと思います。ここまでがイエス、ここからはノーということを徹底していただいたので、自分の中でモラルを持って、話をしていることや悪いことかということ整理できたので困りませんでした。

**司会者：**2番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 2：**法廷で出ているところは公開されているので問題ないという話を聞いていますから、個人名とかをカットすればいいだけの話で、範囲が決まっているので分かりやすかったです。

**司会者**：3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者3**：あつて良かったというよりは、あつて当然かなという認識です。

**司会者**：4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**：そうですね。法廷の中で起こったことはしゃべってもらっていいですよということで、分かりやすく説明してもらったので、特に困ることはなかったです。

**司会者**：5番の方はいかがですか。

**裁判員経験者5**：個人のプライバシーに関することだと思うので、大事だと思います。

**司会者**：ありがとうございました。

最後に一言ずつ、裁判員をなさった御感想をお伺いしたいと思います。1番の方からお願いしてよろしいですか。

**裁判員経験者1**：個人的には、やって良かったです。ただ、それは自分が良かっただけであって、本当に結果として良かったかどうかというところは、また思うところはあると思います。

**裁判員経験者2**：めったに経験できないことなので、良かったです。もし経験を話す機会があれば、法廷であった話はできると思います。

**裁判員経験者3**：自分自身の経験としても良かったですし、個人的なことですけど、自分の子どもが裁判を見に行きたいと言いまして、実際に傍聴に来て、裁判を見ることによって、何かすごく法律っておもしろいなということを感じたみたいで、法学部に進みたいというきっかけになったみたいです。

**裁判員経験者4**：普段、絶対に触れることがない裁判や法律に触れるきっかけになったので、すごく有意義だったし、良かったと思います。

**裁判員経験者5**：一度はやってみたいと思っていましたので、非常にいい経験をさせていただきました。

**司会者**：ありがとうございました。では、最後に法曹三者の方からも一言ずつお

願ひいたします。

**飯田検察官**：皆さんの御意見が本当に勉強になりました。今後役に立てていきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

**依田弁護士**：本日は貴重な御意見を伺ひまして、どうもありがとうございました。今後も、弁護士として、被告人にとって最善の刑事弁護活動を行っていききたいと思ひます。ありがとうございました。

**田中裁判官**：本当に貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。皆様それぞれが御負担のある中で裁判員に参加していただいたと思ひますが、その上で、ポジティブな、参加して良かったという御感想をいただくことができ、本当にありがたく思っております。我々としては、御負担のある中で裁判員として参加いただいているので、参加して良かったと思えるような制度を裁判所全体で作っていかねばいけないと日々感じております。本日の御意見は今後の参考にさせていただきます。

**司会者**：本日、分かりやすさについてお話をお伺ひしたいと考えたのは、いつも、裁判員の皆様には、できるだけ分かりやすく考えてもらいたいと思っているからなんです。元々の事件を分かりやすくするわけにはいかないのです、その中でいろいろ工夫をしなければいけないと日々思っているところ、本日は本当に勉強になりました。どうもありがとうございました。

以 上